被害にあわれた方へ

突然、犯罪の被害にあってから

●眠れないことはありませんか?

●緊張や動悸はありませんか?

被害を受けた後は、一種のショック状態が続き体にも心にも変調をきたすことが多く、食欲がない、下痢や吐き気などの症状がでることがあります。

また、事件そのものがどうしても信じられず、呆然として悲しむことさえできない人もおります。

でも、これは決して異常なことではありません。突然大きな衝撃を受けた後では、ごく正常なことなのです。

また、事件の後には、経済的な問題や法律的な問題、生活上の悩みを抱えます。そんな「誰かに相談したい。誰かに話を聞いてほしい」と思うときは、被害者支援センターとちぎまで電話をおかけください。

当センターでは、さまざまな機関と連携しながら、あなたが抱える問題や悩みが少しでも軽減され、解決の糸口を見いだすことができるよう支援を行ってまいります。

あなたからの電話をお待ちしています。

「公益社団法人被害者支援センターとちぎ」は、事件や事故の被害にあわれた方やそのご家族、ご遺族を支援するためのボランティア団体です。

被害者支援センターとは

犯罪等の被害者及びその家族・遺族に対して、精神的ケアを行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図ることにより、被害の回復や軽減に資するとともに、被害者が再び平穏な生活を営むことができるよう支援することを目的とする団体です。

犯罪被害者やそのご家族に提供するサービスとして…。

電話相談・面接相談

電話での相談を行っています。
必要に応じて、継続的な面接相談を行っています。
また臨床心理士・弁護士による専門的な相談も行います。
弁護士無料相談の日は
毎月第3木曜日
(事前の予約が必要です)。

広報・啓発活動

被害者の置かれた現状と支援の必要性を
社会に周知するための
広報・啓発活動を行います。

付き添いなどの直接的支援

希望に応じて、直接支援員による法廷、病院への付き添いなど、直接的な支援を行います。

支援者の養成

相談員・被害者支援
ボランティアの養成を
目的として基礎研修、
実地研修を継続的に行うほか、
専門講師の指導を得て、
相談受理等、支援技術の向上を図っていきます。

被害者グループへの援助

同じような被害にあわれた
被害者の方へ交流場所の
提供や活動の支援を行います。

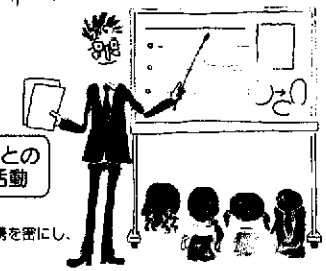

関係機関・団体等との連携による支援活動

警察をはじめとする
関係機関・団体等と連携を密にし、
市民の立場に立った
支援活動を行います。

他の関係機関による援助・救済の内容

制度の名称	制度の概要	担当機関
犯罪被害給付制度	故意の犯罪行為により、死亡した被害者の遺族や重傷病を負い、若しくは障害の残った被害者に対して国が犯罪被害者等給付金を支給します。 申請手続き等の詳しい内容は、栃木県警察本部県民広報相談課に問い合わせて下さい。	栃木県警察本部 県民広報相談課 宇都宮市塙田1-1-20 028(621) 0110
民事上の損害賠償請求制度	犯罪の被害者は、民法上の不法行為の規定に基づき、加害者等に対して財産的損害や精神的損害の賠償を請求することができます。 犯罪の被害者が、申し出により裁判の記録を閲覧したり謄写することができ、それらの資料を加害者に対する民事上の損害賠償請求に活用することができます。 賠償請求については、弁護士会の法律相談センターが相談に応じてくれます。	栃木県弁護士会 法律相談センター 宇都宮市昭保町1-6 栃木県弁護士会館 028(689)9000
暴力団犯罪に関する訴訟支援制度	暴力団員から被害を受けた方が、暴力団を相手に損害賠償請求の民事訴訟をおこす場合に、裁判手続きなどに関して費用などの支援を受けることができます。	公益財団法人栃木県暴力追放県民センター 宇都宮市昭和3-2-8 しもつけ会館1F 028(627)2995
税法上の救済制度	犯罪により負傷して医療費を支払ったり、身体に障害を負ったりした方などは、 ◎医療費控除　◎障害者控除 を受けられる場合があります。 また、身体の障害により支払いを受ける損害保険金や慰謝料、その他損害賠償金、見舞金も非課税とされています。 詳しくは税務署にお問い合わせ下さい。	お近くの税務署
福祉制度	犯罪の被害により収入が少なくなるなどして生活に困っている方、身体に障害を生じるようになり子供の養育やお年寄りの介護などにお困りの方は、各種給付・貸付制度や各種福祉サービスをご利用できる場合があります。	各市町の 福祉担当窓口 各地区 健康福祉センター
犯罪被害者遺児に対する奨学金制度	犯罪被害者遺児等の子弟のうち、経済的理由により修学が困難な者に対する奨学金や学用品費の給与等の援助を行います。	(財)犯罪被害 救援基金 東京都千代田区 03(5226)1020
交通事故に関する相談	交通事故の賠償、責任問題、示談の進め方、保険の請求などの相談に応じてくれます。	中央県民センター 028(623)2188